参考

○◯除雪組合機管理規約

（目 的）

第1条　この規定は、△△地域で共同出資により購入した機械を常に良好な状態において効率的に使用できるよう、管理運営を行うことを目的とする。

第2条　この機械の利用は、共同で行うものとし共同利用の名称を「○○除雪組合」と呼び、事務所は組合長宅に置く。

第3条　この組合は廻番（年）によって組合長を置き、機械利用にあたっての総管理者とする。

第4条　この組合が利用する機械の種類を除雪機と呼ぶ。

第5条　この組合の機械利用者は◯◯除雪組合員とする。（但し組合員以外から借用の要請があった場合は、第8条第2項を満たす条件で組合長判断により貸し出しできるものとする。

第6条　組合員は、除雪機を個人で利用するときは組合長の承認を得なければならない。

第7条　この除雪機を利用するもの（組合員）は維持・修理費について、その都度必要額を組合員で等分し徴収する。

第8条　除雪機の利用にあたっては、常に良好な状態で利用できるよう整備し、使用後は燃料を満タンにする。また除雪機の使用にあたり故障を発見又は故障を起こした場合は直ちに組合長に報告し組合長の指示を受けなければならない。

（2）組合員以外の使用は原則認めないものとする。

（3）除雪機は組合長が保管する。

第9条　除雪範囲は別紙に掲げる場所とする。

（施行期日）

この規約は令和　　年　　月　　日より施行する。

組合員名簿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 組合員 | 住　　　　所 | 印 | 電話番号 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |